

全国厚生労働関係部局長会議（厚生分科会）資料

平成26年1月22日（水）

社会・援護局

I 社会関係

(重点事項)

頁

第1 生活保護制度等について（保護課、自立推進・指導監査室）

1	生活保護法の改正の概要について	3
2	保護開始申請と扶養義務の取扱いについて	3
3	切れ目のない就労・自立支援策とインセンティブ強化について	6
4	健康・生活面に着目した支援について	9
5	不正・不適正受給対策の強化について	12
6	医療扶助の適正化について	15
7	平成26年度生活保護基準について	20
8	生活保護法施行事務監査等について	21

第2 新たな生活困窮者自立支援制度について（生活困窮者自立支援室）

1	新たな生活困窮者自立支援制度の構築	24
2	生活困窮者自立促進支援モデル事業について	25
3	生活困窮者自立支援制度施行円滑化特別対策事業について	28
4	自立相談支援事業を担う人材の養成について	29
5	住宅支援給付事業について	30

第3 地域福祉の推進等について（地域福祉課、生活困窮者自立支援室、総務課）

1	地域福祉の推進について	32
2	生活福祉資金貸付制度について	42
3	ホームレス等への自立に向けた支援について	45
4	ひきこもり対策について	47

第4 社会福祉法人制度について（福祉基盤課）

1	社会福祉法人の見直しの検討について	50
2	社会福祉法人運営の透明性の確保について	51
3	社会福祉法人関連予算について	52
4	社会福祉法人の認可等に係る権限移譲について	53

第5	福祉・介護人材について（福祉基盤課）	
1	福祉・介護人材確保対策について	5 4
2	経済連携協定に係る外国人介護福祉士候補者の受入れについて	6 0
第6	社会福祉の基盤整備について（福祉基盤課）	
1	社会福祉施設の防災対策等について	6 4
2	独立行政法人福祉医療機構について	6 9
第7	地方改善事業等について（地域福祉課）	7 3
第8	消費生活協同組合の指導・監督について（消費生活協同組合業務室）	7 5

（予算概要）

1	セーフティネット支援対策事業費等補助金及び 緊急雇用対策基金（住まい対策基金）について	7 9
2	平成26年度予算案の概要	8 1

（参考資料）

1	生活保護法の一部を改正する法律の公布について（通知）	9 1
2	生活保護法の一部を改正する法律の一部施行について （平成26年1月1日施行分）	1 0 0
3	就労自立給付金の支給に係る事務処理について（事務連絡）	1 0 3
4	生活困窮者自立支援法の公布について（通知）	1 0 9
5	「地域人づくり事業」の創設等について	1 2 1
6	被災3県の求人・求職動向	1 2 4
7	被災地における福祉・介護人材確保事業	1 2 5
8	新たな地方公共団体推薦入試制度	1 2 6
9	民間金融機関との協調融資（併せ貸し）制度の概要	1 2 8

II 援護関係

	頁
(重点事項)	
第1 中国残留邦人等に対する支援策の実施 -----	1 3 3
第2 遺骨収集帰還等慰霊事業について -----	1 3 5
第3 旧ソ連抑留中死亡者の資料調査等について -----	1 4 0
第4 戦没者遺骨のDNA鑑定及び遺骨等の伝達について -----	1 4 1
第5 戦没者等の妻に対する特別給付金の請求促進等について -----	1 4 4
第6 昭和館・しょうけい館の活用促進 -----	1 4 5
(予算概要)	
平成26年度援護関係予算(案)の概要 -----	1 4 7
(参考資料)	
1 平成26年度予算(案)事項別内訳 -----	1 4 9
2 援護年金について -----	1 5 2
3 援護年金等受給者数 -----	1 5 3
4 強制抑留の実態調査等に関する基本的な方針 -----	1 5 4
5 昭和館について -----	1 6 0
6 しょうけい館について -----	1 6 1
7 援護関係資料の国立文書館への移管について-----	1 6 2

III 簡素な給付措置(臨時福祉給付金)関係

第1 簡素な給付措置(臨時福祉給付金)の概要 -----	1 6 4
第2 実施に向けた準備 -----	1 6 9

I 社 会 関 係

重 点 事 项

第1 生活保護制度等について(保護課、自立推進・指導監査室)

1 生活保護法の改正の概要について

生活保護制度については、昭和 25 年の生活保護法（以下「法」という。）改正により現在の制度となって以来 60 年以上の間、抜本的な見直しが行われておらず、

- ・ 生活保護受給世帯が過去最高を更新し、その後も増加傾向にあること、
- ・ 高齢者世帯とともに失業等による生活困窮世帯（その他の世帯）の割合も増加していること
- ・ 医療扶助が生活保護費の約半分を占めていること
- ・ 一部の限られた事案であるが、不正受給事件が依然として起きていること

など、様々な課題が指摘されていたところである。

こうした課題に対応するため、今回の生活保護法の改正については、「社会保障審議会生活困窮者の支援の在り方に関する特別部会報告書」（平成 25 年 1 月 25 日）等を踏まえ、支援を必要とする人に確実に保護を行うという生活保護制度の基本的な考え方は維持しつつ、就労・自立支援の強化、不正受給への厳正な対処、医療扶助の適正化などに資する内容を中心に行うものとしている。

なお、生活保護法の一部を改正する法律については、平成 25 年 5 月に第 183 回国会（常会）へ提出したが、審議未了・廃案となり、その後、所要の修正を加えた上で、同年 10 月に第 185 回国会（臨時会）へ再度提出し、12 月 6 日に成立したところである。

今後、改正法の施行に当たり必要となる準備作業や運用面の詳細などについては、政省令や通知等でお示しするとともに、3 月に実施予定の全国会議等で説明することとしているのでご了知願いたい。

また、改正内容のうち、以下に掲げる事項については、特に留意いただきたいと考えているのでよろしく願います。

2 保護開始申請と扶養義務の取扱いについて

今般の法改正の内容のうち以下の（1）及び（2）に掲げる事項については、特に留意いただきたいと考えているのでよろしく願います。

(1) 保護の申請手続の法定化について

今般の第 24 条の改正において、保護の開始を申請する者は、必要な書類を提出しなければならない旨の規定（第 1 項）を法律上設けることにしているが、こうした規定を設けることにしたのは、法第 29 条による関係先調査を法律に基づいて実施するのであれば、申請に際してもあらかじめ保護の決定に必要となる事項を法律上明確にする必要があるとの考えにより法制上の整合性を図るためである。

なお、速やかかつ正確な保護の決定のためには、できる限り早期に要否の判定に必要となる資料を提出していただくことが望ましいが、書面等の提出は申請から保護決定までの間でも構わないというこれまでの取扱いには法改正後においても変更はない。

現在でも省令上申請は書面を提出して行うこととされており、申請していただく事項や申請の様式も含め、現行の運用の取扱いをこの規定により変更するものではない。また、資産や収入の状況についても従来から提出を求めているところであり、今回の改正で新たな資料の提出を求める事項はない。

現在、事務連絡に基づき事情がある方に認められている口頭申請についても、その運用を変えることはなく、従来同様に認めることにし、その旨を厚生労働省令で規定する予定としている。

なお、保護申請の意思が確認された者に対しては、速やかに保護申請書を交付するとともに、申請手続きについての助言を行うことや、保護の申請書類が整っていないことをもって申請を受け付けないということのないよう、法律上認められた保護の申請権を侵害しないことはもとより、侵害していると疑われるような行為自体も厳に慎むべきであることについては、法改正後も何ら変わるものではないので、ご了承ください。

さらに、従前より「生活保護法施行事務監査の実施について」（平成 12 年 10 月 25 日付社援第 2393 号厚生省社会・援護局長通知）において、法第 23 条第 1 項に基づく生活保護法施行事務監査実施要綱を定め、都道府県及び指定都市が監査を実施する際には、福祉事務所が要保護者に対して①保護申請の意思を確認しているか、②申請の意思が表明された者に対しては、事前に関係書類の提出を求めることなく、申請書を交付しているか等を確認し、不適切な事例があった場合には是正改善指導を行うこととしているところである。

今後とも上記趣旨を踏まえ、面接相談時における適切な対応や事務処理について、引き続き福祉事務所に対し必要な指導を行うとともに、法改正後においても適切な窓口対応が行われるよう徹底していただきたい。

(2) 扶養義務者への通知及び報告徴収について

生活保護制度では、扶養義務者からの扶養は、受給する要件（前提）とはされていない。この考え方は、扶養義務者が扶養しないことを理由に、生活保護の支給を行わないとした場合には、本人以外の事情によって、本人の生活が立ちゆかなくなることも十分に考えられることによるものである。

一方で、本人と扶養義務者の関係において考慮が必要な特段の事情がない場合であって、扶養が明らかに可能と思われるにもかかわらず、扶養を拒否しているといったケースは、国民の生活保護制度に対する信頼を損なうことになりかねず、適切ではないと考えている。

今般の法改正において保護開始に当たっての扶養義務者への通知の規定（改正法第24条第8項）を創設した趣旨は、保護開始後に、扶養義務者に対する報告徴収（改正法第28条第2項）があり得ることや、家庭裁判所の審判等を経た費用徴収があり得ることなどから、あくまで法制上の整理として、その対象となり得る扶養義務者に対して、事前に親族が保護を受けることを知っておくことが適当との法制的な観点から規定したものであり、扶養は保護の要件ではなく、保護に優先するという考え方を変えるものではない。

扶養の照会は現在でも行っているが、この通知及び報告徴収の対象となり得るのは、福祉事務所が家庭裁判所の審判等を経た費用徴収を行うこととなる蓋然性が高いと判断するなど、明らかに扶養が可能と思われるにもかかわらず扶養を履行していないと認められる場合に限ることとし、その旨厚生労働省令で明記する予定である。さらに、通知等で参考とすべき考え方を示す予定であるが、①定期的に会っているなど交際状況が良好であること、②扶養義務者の勤務先等から当該生活保護受給者にかかる扶養手当を受け、さらに税法上の扶養控除を受けていること、③高額な収入を得ているなど十分な資力があることが明らかであること等を保護の実施機関が総合的に勘案し、適当と判断される場合が該当すると考えているので、ご了解いただきたい。

他方、先般、福祉事務所が使用している現行の扶養照会書等の中に、生活保護にお

いて扶養義務の履行が保護を受けるための要件であると誤認させるおそれのある表現がされている事案が判明した。本事案は、生活保護の業務実施のためにシステム業者が開発したシステムにおいて、当該文言が標準様式として搭載されており、かつ当該様式に不適切な文言が使用されているにもかかわらず、十分に確認することなく使用していたことが原因であったところである。

本事案については、「生活保護法第4条第2項の扶養義務者の扶養の可否を確認するために使用する扶養照会書等について」（平成25年11月8日付事務連絡）を全国の自治体に送付し、扶養照会書等について確認し、必要な対応を行っていただくよう依頼したところである。このことについては、「生活保護法第4条第2項の扶養義務者の扶養の可否を確認するために使用する扶養照会書等の対応状況について」（平成25年11月14日付事務連絡）により全国調査を実施するとともに、調査時点で改善していない自治体についても調査後の状況を確認し、すでに全ての自治体で、改善した扶養照会書を別に作成するなど、適切な対応が取られていることを確認したところである。

今般の事案をシステム契約における参考とし、システムの構築に当たっては契約者である地方自治体が責任を持って各種様式等に不適切な表現をしないよう徹底されたい。

3 切れ目のない就労・自立支援策とインセンティブ強化について

(1) 就労自立給付金の創設について（法改正事項）

生活保護を脱却すると、これまで負担のなかった税や社会保険料等の負担が生じるため、脱却直後の生活に不安を感じ、保護脱却をためらう受給者もいることから、脱却後に生じる税等の負担増を緩和し、保護脱却のインセンティブとするとともに、安定的に就労して生活を維持し、再度生活保護に至ることなく着実に自立していただくことを目的に、就労自立給付金を創設したところである。

これは、生活保護受給中の就労収入のうち、収入認定された金額の範囲内で別途一定額を仮想的に積み立て、安定就労の機会を得て保護脱却に至った際に、その仮想的な積立額と同額の給付金を支給するものである。支給額については、上限額を設定するとともに、早期脱却のインセンティブとなるよう、保護受給中の就労期間が長くな

るにつれ、毎月の積立額に逓減率を導入することなどを考えている。（説明用資料 P 5 参照）

なお、運用の詳細については、今後お示しする予定であるが、平成 26 年 7 月 1 日の施行日より就労自立給付金を支給できるよう、「就労自立給付金の支給に係る事務処理について」（平成 25 年 12 月 11 日付け事務連絡（P 103 参考資料 3））を参照し、システム改修が必要である場合には、あらかじめシステム改修業者等との調整を十分行うなど事前の準備をお願いしたい。

また、就労自立給付金の支給については、支給機関を都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長としているところであるが、保護の給付と同様に、その管理に属する行政庁（福祉事務所）に対する委任を行うことができる旨を規定している。委任について規則等で定めている自治体におかれては、規則の改正等、必要となる手続きについて、遅滞なきよう管内実施機関への周知をお願いします。

（2）被保護者就労支援事業の創設について（法改正事項）

生活困窮者自立支援法の施行に際しては、生活保護受給者も含めた生活困窮者に対して支援策を構築していく必要があるが、法制的な整理として、

- ・ 生活保護受給者を除く生活困窮者については、生活困窮者自立支援法で対応し、
- ・ 生活保護受給者については、生活保護法で対応する

ことを基本としている。

被保護者就労支援事業は、生活保護受給者に対する就労支援の重要性に鑑み、就労支援に関する被保護者からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行うことを法律上明確に位置づけ、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業に相当する支援が行えるよう制度化したものである。

なお、事業内容については、生活困窮者自立支援法におけるモデル事業の検証や現在行われているケースワーカーや就労支援員による就労支援の状況を踏まえ、今後詳細について検討することとしている。

また、当該事業については、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業に相当する支援を行うことを想定していることから、負担の在り方も同様としている。

（3）早期の集中的な就労・自立支援について

働くことのできる方が、厳しい雇用状況等から働くことができずに保護を受給する場合が増加していることから、これらの方に対しては、その能力を活用していただき、就労できるように積極的に支援し、就労によって保護から脱却していただくことが重要となっている。そのため、今年度から運用を見直し、保護からの早期脱却を目指し、保護開始直後から脱却に至るまで集中的かつ切れ目のない支援を行うことにより、被保護者の就労による自立を促進することとしている。

具体的には、

- ・ 就労自立が見込まれる方については、原則6か月以内に就職することを目指し、本人の納得を得た集中的な支援を実施することを明確化
- ・ 本人の希望を尊重した支援を行っても就労の目途が立たない場合には、本人の意思を尊重しつつ、職種や就労場所等を広げた支援
- ・ それまでの求職活動を通じて、直ちに保護脱却が可能な就労が困難と見込まれる者については、本人の意思を尊重しつつ、短時間・低額でも一旦就労に向けて支援する方針の明確化
- ・ 自ら積極的に就職活動に取り組んでいる場合に、月額5,000円を支給する就労活動促進費の創設
- ・ 勤労控除の全額控除となる額の引上げや控除率の見直しなどを行ったところである。

早期の就労による自立に向けて、積極的に支援を進めていただきたい。

なお、こうした支援を行う際に、本人の状況をかえりみずに、本人の納得を得ず就労を求めることは、就労先に定着し、自立できるよう促すという就労支援の本来の目的からすると適当ではないことから、本人の意志を尊重した就労支援を行っていただくことを願います。

(4) 生活保護受給者等就労自立促進事業について

生活保護受給者等就労自立促進事業は、「一体的実施」を活用した地方自治体へのハローワークの常設窓口の設置や定期的な巡回相談の実施等のワンストップ型の就労支援体制を全国的に整備するとともに、早期支援の徹底及び求職活動状況の自治体との共有など、就労支援を抜本的に強化し、生活保護受給者、児童扶養手当受給者、住宅支援給付受給者のみならず、生活保護の相談・申請段階の者等も含め、支援対象者

の就労による自立を促進するものである。

当該事業では、地方自治体からの支援要請を受け、就労意欲が一定程度ある者について、確実に就労に結び付くよう、カウンセリングから能力や適性の再確認、履歴書・職務経歴書の作成、面接の指導、職業紹介、就職後のフォローアップまで、予約制・担当者制による一貫した就労支援が実施されている。

平成 26 年度は、「一体的実施」の活用により福祉事務所へ設置するハローワークの常設窓口を増設する等、両機関が一体となった就労支援をさらに強化することとしているので、ハローワークの当該事業との連携を深め、支援候補者の積極的な送り出しをお願いするとともに、既に常設窓口を設置している自治体におかれては、窓口の積極的な活用をお願いする。

(5) 自立支援プログラムの策定について

自立支援プログラムは、①管内の被保護世帯全体の状況を把握し、②被保護者の状況や自立阻害要因を類型化し、それぞれの類型ごとに取り組むべき自立支援の具体的な内容や実施手順等を定め、③これに基づき個々の被保護者に必要な支援を組織的に実施することによって、被保護世帯が抱える様々な問題に対処し、これを解決するための、「多様な対応」、保護の長期化を防ぐ「早期の対応」、効率的で一貫した組織的取組を推進する「システムの対応」を可能とするものである。

各自治体におかれては、これまで以上に就労支援に取り組んでいただくとともに、子どもの健全育成に関する支援や、就労が困難な生活保護受給者に対する社会的自立の支援、居住の安定確保支援についてもより一層強化するようお願いする。

4 健康・生活面に着目した支援について

(1) 生活保護法第 60 条の改正について

改正前の法第 60 条においても、能力に応じて勤労に励むこと等を生活保護受給者自身の生活上の義務として定めていたが、生活保護制度の目的である就労による自立、社会的自立など、受給者のあらゆる自立助長を図る上で、何より健康状態を良好に保つことが必要であり、また、受給者が日常生活を自ら営んでいく際には、適切な金銭管理を行うことが必要であることから、受給者はこうした点についても自ら主体

的に取り組むことが重要である。

このため、改正法第 60 条では、自ら、健康の保持及び増進に努め、収入、支出その他生計の状況を適切に把握することを受給者の生活上の義務として具体的に規定することとし、平成 26 年 1 月 1 日より施行しているものである。

(2) 生活保護受給者の健康管理を支援する取組について

生活保護（医療扶助）を受給している患者は、糖尿病や肝炎など重症化すると完治が難しい疾患に罹患している割合が国民健康保険等の患者に比べて高いといった特徴があるが、こうした疾患は、日常生活における健康管理を適切に行うことで改善や重症化の予防が可能なものもあり、受給者の健康面に着目した支援を行うことは重要である。また、結果として医療扶助の適正化にも資することになると考えている。

このため、改正法第 29 条において、受給者の健康状態に関する事項を調査範囲とすることで福祉事務所が受給者の健康診査結果等を入手できるようにし、また、平成 25 年度から地方交付税において福祉事務所が健康面に関して専門的に対応できる体制を強化できるように措置しているところである。これにより、福祉事務所は、法第 60 条の改正も相俟って、受給者の健康面に関する支援の強化を図ることが可能であると考えている。

地方自治体におかれては、福祉事務所における健康面に関する支援体制を整備し、健康管理指導など受給者の健康管理の支援に向けた取組を行うようお願いする。

(3) 生活保護受給者の家計管理を支援する取組について

家計管理支援については、改正法第 60 条により、家計管理に問題が認められる受給者に対して、早期に金銭管理や家計の問題点について助言等を行うなど、家計管理への支援が容易になるものと考えている。

福祉事務所においては、例えば、必要と認めた受給者に対して、個々の状況に応じ、レシート又は領収書の保存や家計簿の作成を求める等の家計管理を支援する取組を行っていただくようお願いする。

(4) 改正法第 60 条の留意点について

改正法第 60 条の規定により福祉事務所は必要に応じて、受給者に対し効果的に支

援が行えるようになるものと考えているが、健康管理や金銭管理は、あくまで受給者が主体的に取り組んでいくことが重要であるため、本規定に定める生活上の義務を果たさないことだけをもって、保護の停廃止を行うことは想定していないことに十分ご留意いただくようお願いする。

(5) 地方自治体の体制整備について

生活保護のケースワーカーの person 費については、従前より地方交付税により措置しているところであるが、近年の被保護世帯の急増に対応するため、平成 21 年度以降、毎年増員されているところである。

地方交付税の算定基礎となる職員数全体は減員となる中で、受給者が増加している状況や生活保護制度の見直し等を考慮し、平成 26 年度においては、

- ・ ケースワーカーが市町村で 1 人
- ・ 査察指導員が都道府県で 1 人

の増員が予定されている。

については、地方自治体の福祉担当部局においても、生活保護受給者の健康・生活に関する相談・支援に必要な専門職員の配置の検討など、地域の実情に合わせて、福祉事務所の体制強化に必要な増配置がなされるよう関係部局との調整を図られたい。

(参考)

○ 地方交付税算定上の標準団体におけるケースワーカー数等（平成 26 年度）

・ ケースワーカー

都道府県 22 人（対前年度±0 人）

市 16 人（対前年度+1 人）

・ 査察指導員

都道府県 4 人（対前年度+1 人）

市 2 人（対前年度±0 人）

※ 標準団体規模（都道府県：人口 20 万人、市町村：人口 10 万人）

5 不正・不適正受給対策の強化等について

公費によって全額その財源が賄われている生活保護の不正受給は、制度に対する国民

の信頼を揺るがす極めて深刻な問題であるため、厳正に対処することが必要である。

このことから、下記のとおり法律を改正し、必要な見直しを行うこととしているが、保護の要件や、真に支援が必要な方には確実に保護を行うという生活保護制度の基本的考え方を変えるものではないことに留意願いたい。

(1) 地方自治体の調査権限の強化

法第4条第1項において、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとされている。

このため、法においては、地方自治体が保護の決定又は実施のために生活に困窮する者の資産や能力などを確認するための調査権限を定めているところであるが、不正受給対策をより実効あらしめるため、今般の法改正により、次のとおり地方自治体の調査権限の強化を図ることとしている。

ア 受給者の生活実態の把握や不正受給が疑われる場合の事実確認等において、受給者から説明を求めることがあるが、現状では明確な根拠規定がないことから、法第28条を改正し、福祉事務所が保護の決定及び実施等に必要があると認めるときは、要保護者等に対し、報告を求めることができる旨規定する。

イ 法第29条の調査権限の内容については、現在、要保護者の「資産及び収入の状況」に限定されているが、受給者に対する自立に向けた更なる就労指導、受給者の生活実態の把握や保護費支給の適正化を確保するため、健康状態や求職活動の状況等を追加する。

ウ 法第29条の調査対象者についても、例えば、現在は保護を受給していないものの、過去の保護受給期間中に不正に保護を受給していたことが、後日、明らかになった者について、保護受給中の状況を確認することが必要となった場合であっても、法第29条にはその権限が明確にはされていなかった。

このため、調査対象者について、現行の「要保護者及びその扶養義務者」に加えて、「過去に保護を受給していた者及びその扶養義務者」も対象とすることを追加する。

エ 法第 29 条に基づく調査を行った場合に、回答が得られないことにより、保護の決定又は実施に支障があるとの指摘もあることから、法別表第一に掲げる情報のうち要保護者及び被保護者であった者について厚生労働省令で定めるものについては、官公署等に調査に対する回答義務を設けることとしている。

(2) 不正受給に係る徴収金と保護費との調整

不実の申請その他不正な手段により保護を受けた者等があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、法第 78 条の規定に基づき、その費用を、その者から徴収することができる。

都道府県又は市町村の長が、費用の徴収を行うに当たり、徴収の対象者が受給者である場合には、法第 58 条の規定に基づき、保護費の差押が禁止となっていることから、保護費の全額を支給したうえで、徴収すべき金額を分割して調定するなどにより、保護費から返還を求めることとなる。

しかし、都道府県又は市町村の長が、費用徴収を行う時点で、すでに不正受給により得た金銭を費消しているケースが多く、費用徴収の実効性が低いとの課題があったところである。

このため、今般の法改正により、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長が、受給者に対して、徴収債権を有している場合には、その徴収金について、本人が申し出た場合において、生活の維持に支障がないことを前提に、福祉事務所が保護費との調整を可能にすることとしている。

(3) 第三者求償権の創設について

保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとされているため、交通事故等を原因として、受給者が医療機関を受診する場合、本来であれば、損害保険会社等により医療費の支払いがなされるべきである。

しかし、受給者にとっては、その治療に要する費用が損害保険会社等から支払いがなされるのか、医療扶助によって支給がなされるかは、実質的に差異がないため、損害保険会社等に請求を行わず、結果として医療扶助が適用されるケースがある。

また、福祉事務所は、医療扶助が適用された後に、受給者に対して保険金等が支払

われた場合には、法第 63 条に基づく費用返還請求を行う必要があるが、示談までに時間を要することや、一時金（仮払金、内払金等）の支払いがあるなど、保険金等の振込時期や金額の把握が困難であることなどから、受給者が保険金等の受領を未申告のまま、費消してしまうといったケースもある。

このため、今般の法改正により、都道府県知事又は市町村の長は、保護を行うべき事由が第三者の行為によって生じた場合において、保護費を支弁したときは、その保護費の限度において、受給者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得するなど第三者求償権を創設することとしている。

（４）徴収金に対する税の滞納処分の例による処分について

不実の申請その他不正な手段により保護を受けた者等があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、法第 78 条の規定に基づき、その費用を、その者から徴収することができることとされている。

しかし、当該者自らが徴収金の返還を行わなかった場合においても、地方公共団体の歳入は、法律で特に定めのない限り、強制徴収の方法を講ずることができないため、都道府県知事又は市町村の長は、一般債権と同様の保全手続に従って徴収を行うこととなり、事務負担が大きいとの指摘もある。

このため、今般の法改正により、都道府県又は市町村の長は、不正受給に係る徴収金についても、国税の滞納処分の例により処分を行うことを可能とすることとしている。

（５）不正受給の罰則の引き上げ及び徴収金の加算

不正受給は、制度に対する国民の信頼を揺るがす深刻な問題であり、厳正な対応が必要である。

生活保護制度における不正受給は、平成 23 年度で約 3 万 6 千件、金額にして約 173 億円であり、近年増加傾向にある。

これは、近年、受給者が増加している中で、地方自治体で、課税調査による稼働収入の把握、年金調査による年金収入の把握等の強化・徹底が図られたことによるものと考えている。

一方、法第 85 条において、不実の申請その他不正な手段により保護を受けた者等

に対する罰則として、3年以下の懲役又は30万円以下の罰金と規定しているが、他法令の罰則を踏まえると、罰則による抑止力が十分ではないとの指摘がある。

また、不正受給が発覚した場合であっても、その不正に得た保護費に相当する額を返還するに過ぎず、法第85条等に定める罰則に関する告訴・告発等の措置をとらない限り、不正受給に対するペナルティが実質的に存在しないとの指摘もある。

このため、今般の法改正により、不正受給に対する罰金の上限額を100万円以下に上げるとともに、都道府県又は市町村の長は、不正受給に係る徴収金額に加え、不正受給を行った金額に100分の40を乗じた額以下の金額を上乗せし徴収できることとしている。

(6) 訪問活動時における居住環境の確認について

多人数の居住実態がありながらオフィス等の用途に供している建築物と称して、建築基準法の防火関係規定違反等の疑いのある状況で使用されている物件が、複数の特定行政庁で確認されているところである。

福祉事務所においては、被保護者に対する訪問活動等によって、生活実態の把握及び居住環境の確認に努めていただくとともに、建築部局等の関係部局と連携を密にし、実態の把握を進めていただくようお願いする。こうした取組の中で、生活保護受給者が違反建築物を利用している場合など住環境が著しく劣悪な状態であり、転居が適当であるケースがあれば、適切な居住場所への転居を促すなど必要な支援を的確に行っていただきたい。

6 医療扶助の適正化について

(1) 生活保護等版レセプト管理システムを活用した取組の推進等について

ア 生活保護等版レセプト管理システムを活用した取組の推進

生活保護等版レセプト管理システム（以下「電子レセプトシステム」という。）は、受給者や医療機関別にレセプトの抽出が容易に行えるなど効率的・効果的なレセプト点検等が可能であるため、各地方自治体において創意工夫し活用することにより、医療扶助の適正化に向けた取組に与するものである。

平成24年10月には、電子レセプトシステムの改修を行い、薬の過剰な多剤投与

を受けている者や重複受診を行っている者など適正化の対象となり得る者を容易に抽出できるよう機能強化を行っている。これにより、不適切な受診行動が疑われる事例の把握が効率化され、受給者に対する指導等へ重点を置くことができるなど、受給者の適正受診に向けた取組を効果的に実施できるものと考えている。

実際に、地方自治体からは、システム改修により速やかな適正受診指導及び早期の改善に結びついているといった適正受診指導への効果があがっているとの報告を頂いているところである。また、電子レセプトシステムを、後発医薬品へ切り替えた場合の差額通知書の作成や、先発医薬品の使用量に注目して後発医薬品に関する理解が十分でないと考えられる方に対して重点的に説明を行うなど後発医薬品の使用促進への取組に活用している事例もあると承知している。

また、平成25年3月には、請求に突出した特徴が見られる医療機関を容易に抽出できるよう機能強化を行ったところであり、電子レセプトシステムにより抽出されたことをもって不適正ということにはならない点に留意が必要であるが、これにより不適切な請求等が疑われる医療機関を絞り込み、重点的に点検・指導等を実施していくことが可能になるものと考えている。

電子レセプトシステムは、これを積極的に活用することによって、様々な医療扶助の適正化に向けた効率的かつ効果的な取組に繋がるものであるため、国においても、マニュアルの改訂等を通じて支援していくこととするので、地方自治体におかれても、積極的に電子レセプトシステムを活用し、医療扶助の適正化に向けた実効性のある取組を実施されたい。

イ 電子レセプトシステムの活用状況等の把握

近年、医療扶助の適正実施に向けた取組を強化していくことが求められている状況にあつて、更なる適正化を推進していくことが重要であるが、同時に現在行っている適正化の取組の効果についても検証していくことが必要であると考えている。

このため、今後、各地方自治体にもデータの提供など協力を得ながら、電子レセプトシステムの活用状況も含めた医療扶助の適正実施に向けた取組の状況や効果を検証する予定であるのでご了知願いたい。

ウ 電子レセプトシステムの基本マスタ等の更新

電子レセプトシステムの保守管理については、各自治体において、保守管理業者と契約を締結する等により、システム機器の管理や基本マスタの更新等を行っていただいているところであるが、昨年、システムの開発業者及び社会保険診療報酬支払基金より、各自治体において行う必要がある基本マスタやバージョンアッププログラムの更新が不十分なために、画像生成に不具合が生じている自治体の一部あるとの報告があった。『生活保護等版レセプト管理システム』運用の手引き(2015. 9. 2 第6版)の2-①「基本マスタの更新」にあるように、基本マスタやプログラムの更新は、当該システムの使用のために必須であるため、適宜、システムへの取り込みを実施するよう留意いただきたい。

特に、平成26年度は診療報酬改定が行われる時期でもあるので、遺漏なきよう対応頂くようお願いする。

(2) 後発医薬品の更なる使用促進について

後発医薬品の普及は、患者の負担軽減及び医療財政の改善に資することから、国全体でその使用促進に取り組んでいるところであり、生活保護制度の医療扶助においても、より一層の後発医薬品の使用促進を図ることが重要である。

ア 医師が後発医薬品の使用を認めている場合に、薬局で原則として後発医薬品を調剤する取組（運用）

生活保護における後発医薬品の使用促進については、「生活保護の医療扶助における後発医薬品に関する取扱いについて」（平成25年5月16日社援保発0516第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）により、指定医療機関である薬局において一般名処方による処方せん又は銘柄名処方であって後発医薬品への変更を不可としていない処方せんを持参した受給者に対して、原則として後発医薬品を調剤する取組を行っていただいているところである。

各地方自治体におかれては、生活保護における後発医薬品の使用促進について受給者及び医療関係者への周知徹底を丁寧に行うとともに理解・協力を得ながら、着実に取組を推進されるようお願いする。

イ 医師が後発医薬品の使用を認めている場合に、医療機関等が受給者に対して後発医薬品の使用を促していくことの法制化（改正法第34条第3項）

平成 26 年 1 月 1 日に施行された改正法第 34 条第 3 項は、上記アの取組を実効あらしめるものとすることも含め、後発医薬品の使用促進に当たっては、患者との信頼関係を基に個々の状況に応じて専門的な知見に基づいて医師や薬剤師が丁寧な説明を行い受給者の理解を促していくことが重要であることから、医師等が後発医薬品の使用を認めている場合には、医療機関も含めた関係機関が受給者に対して後発医薬品の使用を促すことを規定したものである。

また、既に周知したとおり、改正法第 34 条第 3 項の施行に併せて、指定医療機関医療担当規程及び生活保護法施行規則の改正を行い、1 月 1 日より施行していることにご留意いただきたい。

(3) 指定医療機関制度の見直し等について

多くの医療機関では適正な医療が行われている一方、一部で不正事案があるが、生活保護制度に対する信頼を確保するためには、こうした一部の不適切な医療機関については厳正に対処していく必要がある。このため、改正法では、指定医療機関制度等の見直しを行うとともに、国による指導等も可能にし、指定医療機関等への指導体制の強化を行っている。

ア 指定医療機関制度の見直し

現行法では、指定医療機関の指定（取消）要件等が具体的に規定されておらず、他の医療制度に比べ不適切な医療機関に対するチェック機能やけん制効果が必ずしも十分とは言えない状況にあるため、改正法では健康保険の取扱い等を参考に、次のとおり指定医療機関制度の見直しを行っている。

(指定医療機関制度の見直し内容)

○ 指定医療機関の指定要件及び指定取消要件の明確化（法第 49 条の 2、第 1 条関係）

- ・ 指定要件：保険医療機関であること、取消処分前に指定辞退がなされた場合に 5 年を経過していること、申請者が禁錮刑以上の刑の執行（猶予）中でないこと 等
- ・ 取消要件：保険医療機関でなくなったとき、診療報酬の請求に関し不正があったとき 等

- 指定医療機関の指定の有効期間（現在は無期限）について、6年間の有効期間（更新制）を導入〈法第49条の3関係〉
 - ・更新制の対象は病院、診療所、薬局
 - ※指定介護機関、指定助産機関及び指定施術機関は更新制の対象外
 - ・負担軽減の観点から、一部の診療所等についての申請を不要とする。
- 指定医療機関又は保険医療機関のいずれかの指定が取り消された際に、両制度間で関連性を持たせて対応
 - ・保険医療機関の指定取消
 - 指定医療機関の指定取消が可能。〈法第51条関係〉
 - ・指定医療機関の指定取消
 - 都道府県知事は、保険医療機関の指定取消要件に該当すると疑うに足る事実があるときは、厚生労働大臣（地方厚生局長）に通知しなければならない。〈法第83条の2関係〉
- 過去の不正にも対処できるよう、健康保険の取扱いを参考に、現在対象となっていない指定医療機関の管理者であった者についても報告徴収や検査等の対象とする。〈法第54条関係〉 等

イ 指定介護機関等の指定制度の見直し

指定介護機関、指定助産機関及び指定施術機関の指定制度については、指定医療機関の指定に関する規定を準用するものとしているが、指定介護機関及び指定施術機関については次の見直しも行っているのでご留意いただきたい。

（指定介護機関制度の見直し内容）

- 改正後に介護保険法の指定があった介護機関については、生活保護法の指定があったものとみなす。ただし、当該介護機関があらかじめ別段の申し出をしたときにはこの限りではない。〈法第54条の2関係〉
- 上記により生活保護法の指定を受けたものとみなされた介護機関は、介護保険法の指定の辞退、取消等があったときは、生活保護法の指定の効力を失うものとする。〈法第54条の2関係〉 等

（指定施術機関制度の見直し内容）

- 施術機関については、あん摩マッサージ指圧師及び柔道整復師に加え、はり

師及びきゅう師についても、新たに生活保護法の施術機関として指定をするものである。〈法第 55 条の第 1 項〉 等

ウ 施行に伴う経過措置

- 旧法により指定を受けている病院、診療所、薬局、介護機関、助産師、あん摩マッサージ指圧師、柔道整復師、医師又は歯科医師は、施行日において改正法の指定があったものとみなす。〈附則第 5 条第 1 項、4 項、第 6 条、第 7 条関係〉 ※はり師及びきゅう師については新規指定が必要。
- みなし指定を受けた病院、診療所、薬局は、施行日から 1 年以内（厚生労働省令で定める期間内）に法第 49 条の申請をしなければ、指定の効力を失う。〈附則第 5 条第 2 項関係〉 等

エ 指定医療機関等への指導体制の強化

指定医療機関に対する指導等の実施に当たっては、都道府県等が指定した医療機関等については、一義的には指定権者である都道府県等が行うべきものではある。

しかし、一部の指定医療機関における不適切な事案に効率的・効果的に対処できるようにするため、改正法では、都道府県等が指定した医療機関への立入検査等について、受給者の利益を保護する緊急の必要があると厚生労働大臣が判断した場合には、厚生労働大臣による指導等も実施できるようにしている。〈法第 54 条、第 84 条の 4 関係〉

このため、国においては、都道府県等と連携しながら指定医療機関に対する指導等を実施できるよう、各地方厚生（支）局に医療扶助指導検査官の配置を行っているのでご了解願いたい。

7 平成 26 年度生活保護基準について

（1）平成 26 年度の生活扶助基準について

生活扶助基準については、毎年度、国民の消費動向や社会経済情勢を総合的に勘案して改定を検討するとともに、一般低所得世帯の消費実態との均衡が適切に図られて

いるか定期的に見極めるため、全国消費実態調査等を基に5年に1度検証を行うこととしている。

平成26年度の生活扶助基準の改定については、まず、平成25年8月から、同年1月にとりまとめられた社会保障審議会生活保護基準部会における検証結果を踏まえ年齢・世帯人員・地域差といった歪みを調整するとともに、物価の動向を勘案するという考え方にに基づき、必要な適正化を3年程度かけて段階的に実施しており、平成26年度においても、引き続き2年目分の適正化を実施していく。

また、平成26年4月に予定している生活扶助基準の改定においては、この適正化とは別に、国民の消費動向として平成26年度の民間最終消費支出の見通しの伸び等も総合的に勘案することとし、その分として全ての世帯について、+2.9%の改定率を盛り込むこととしている（最終的な改定率は、年齢、世帯人員、地域に応じたゆがみの調整の影響のために世帯構成等に応じて異なる）。なお、平成26年4月には消費税率の引上げが予定されているが、平成26年度の民間最終消費支出の見通しの伸びには、消費税率の引上げによる影響も盛り込まれているものである。

また、各種加算等についても、同様に適正化の物価動向分の段階的实施に加え+2.9%を勘案することとしている（他制度に並んで同額となるように改定しているものは除く）。

(2) その他

一時扶助（入学準備金）、教育扶助、住宅扶助（住宅維持費）、出産扶助、生業扶助（技能修得費等）、葬祭扶助、新規就労控除、未成年者控除については、それぞれの扶助等の性格を踏まえ、費用の実態等を勘案し、所要の改定を実施することとしている。

8 生活保護法施行事務監査等について

(1) 平成26年度における生活保護法施行事務監査の実施について

ア 都道府県・指定都市が実施する生活保護法施行事務監査

今年度、国が実施した生活保護法施行事務監査においては、①適切な援助方針の策定及び的確な訪問調査活動の実施、②適時適切な病状把握及び就労指導の実施、

③所長等幹部職員を含む実施機関としての組織的運営管理、等が十分に行われていない状況が多く認められた。これらは、前年度の監査結果等を踏まえ、管内実施機関において、具体的な改善方策が策定・実施されていないことによるものである。

については、本庁生活保護主管課の監査体制の充実を図るとともに強いリーダーシップを発揮し、個々の実施機関の課題に応じた具体的な改善方策を示すなど、着実に生活保護法施行事務の改善が図られるよう指導願いたい。

また、先般、職員が多額の生活保護費を詐取した事件が発生したことから、指導監査においても生活保護費の支給等に係る事務処理が適切に行われているか確認願いたい。

なお、生活保護指導監査委託費については、都道府県及び指定都市本庁の生活保護指導職員の配置に要する経費を補助しているが、併せて医系職員の配置を推進することにより指定医療機関に対する指導体制を充実することとしているので、積極的な活用を願いたい。

イ 国が実施する生活保護法施行事務監査

平成 26 年度においても、昨年同様、都道府県及び指定都市に対して指導監査を実施することとしているので、了知願いたい。

また、実施機関の選定については、年度当初に実施予定のヒアリング結果に基づき決定することとしているが、主に本庁監査において課題の多い実施機関を中心に実施することとしているので了知願いたい。

(2) 生活保護行政の適正運営のための研修会等の開催について

生活保護行政の適正運営の推進のために、平成 26 年度も引き続き、各都道府県・指定都市の生活保護指導職員及び実施機関の査察指導員を対象として、次のとおり研修会等の開催を予定しているので、関係職員の派遣について配慮願いたい。

なお、各都道府県及び指定都市においても、国の実施する研修資料等を活用するなど、その事務負担の軽減を図り研修等の充実に努められたい。

ア 新任基礎研修会〔生活保護指導職員、査察指導員〕（案）

対 象 者：生活保護事務経験のない都道府県・指定都市本庁の生活保護指導職員
及び現業事務経験のない実施機関の生活保護査察指導員

開催時期：平成 26 年 5 月中旬（3 日間予定）

開催場所：東京都内

内 容：生活保護制度の概要

生活保護指導職員、査察指導員の基本業務

査察指導員としてのケース審査、進行管理業務 等

イ 生活保護法施行事務監査に係る生活保護指導職員会議（案）

対 象 者：都道府県・指定都市の生活保護指導職員として指導監査を担当する職員

開催時期：平成 26 年 5 月下旬（3 日間予定）

開催場所：東京都内

内 容：指導監査の意義と生活保護指導職員の役割

管内実施機関に対する指導監査の実務

指導監査における重点事項、留意点 等

ウ 全国生活保護査察指導員研修会（案）

対 象 者：実施機関の生活保護査察指導員

開催時期：平成 26 年 9 月中旬（3 日間予定）

開催場所：東京都内

内 容：査察指導員の業務（各論）

査察指導員に求められるリーダーシップ 等

第2 新たな生活困窮者自立支援制度について

(地域福祉課生活困窮者自立支援室)

1 新たな生活困窮者自立支援制度の構築 【説明用資料P16～25 参照】

- (1) 現在、稼働年齢層を含む生活保護受給者が増加しているほか、非正規雇用労働者や年収 200 万円以下の世帯など、生活困窮に至るおそれの高い層が増加している。また、生活保護受給世帯のうち、約 25%の世帯主が出身世帯においても生活保護を受給しているという一部自治体での調査結果にもみられるように、いわゆる「貧困の連鎖」も生じている。
- (2) こうした中で、生活困窮者の自立を促進するためには、最後のセーフティネットである生活保護制度の自立助長機能の強化に加え、生活保護に至る前の段階にある生活困窮者を支援する、いわゆる第2のセーフティネットの充実・強化を図ることが必要である。
- (3) こうした観点から、厚生労働省においては、生活困窮者対策及び生活保護制度の見直しを一体的に検討するため、平成 24 年 4 月、社会保障審議会に「生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会」を設置し、12 回にわたる審議を経て、平成 25 年 1 月 25 日に同部会において報告書を取りまとめた。
- (4) この報告書を踏まえ、地方自治体等の関係者とも協議を行いつつ、新たな生活困窮者支援体系を法制度化するための検討を進め、平成 25 年 10 月 15 日に「生活困窮者自立支援法案」を閣議決定し、同月 17 日に第 185 回国会へと提出した。
- (5) 本法律案は、平成 25 年 11 月 12 日に参議院厚生労働委員会で、同月 13 日に参議院本会議でそれぞれ可決され、12 月 4 日に衆議院厚生労働委員会で、同月 6 日には衆議院本会議で原案のとおり可決され、成立するに至ったものである。
- (6) 本法は平成 27 年 4 月 1 日に施行することとしており、必要な政省令等の整備に際しては、できる限り丁寧に地方自治体のご意見をお聴きするとともに、案

については、可能な限り速やかにお示ししたいと考えているので、制度施行に向け、各地方自治体のご理解とご協力をお願いしたい。

- (7) また、本法の施行に当たって、生活困窮者に対する支援を効果的に行うためには、包括的な支援体制を構築することが必要である。このため、各地方自治体において、福祉関係部局のみならず、商工労働関係部局、住宅関係部局、教育関係部局、税・保険関係部局等との連携体制を構築することが重要であるので、ご留意願いたい。
- (8) 各地方自治体におかれては、まずは本法の所管部局を選定することになると考えられるが、これに当たって、こうした幅広い部局との連携が確保されるよう配慮するとともに、所管部局の選定後においても、実効上十分な連携が確保されるよう特段のご配慮をお願いする。
- (9) その上で、関係機関との連携体制や生活困窮者支援のネットワークを地域で構築できるよう、関係者との協議を着実に進められたい。

2 生活困窮者自立促進支援モデル事業について【説明用資料 P26 参照】

- (1) 「生活困窮者自立促進支援モデル事業」については、新たな生活困窮者自立支援制度を想定した支援を試行的に実践するとともに、制度施行に向けた地域の体制整備を行うことを目的として、平成 25 年度のセーフティネット支援対策等事業費補助金に約 30 億円を新規計上したものであり、平成 25 年度においては 68 か所の自治体で実施していただいているところである。
- (2) 平成 26 年度においては、制度施行に向け、地域の体制整備を加速する必要があることから、その実施箇所数を大幅に拡充するため、平成 25 年度補正予算案において緊急雇用創出事業臨時特例交付金（住まい対策拡充等支援事業分）520 億円の内数として 115 億円を計上したものである。

(3) 本モデル事業の執行方針については、既にお示ししているとおおり、以下のとおりに考えているので、各地方自治体におかれては、こうした趣旨をご理解頂いた上で、積極的な取組をお願いしたい。なお、本モデル事業を実施することになった自治体には、課題の整理等のため、必要な調査への協力などをお願いすることになるので、特段のご配慮を賜りたい。

1. 実施主体

- ・ 福祉事務所を設置する市町村又は都道府県

2. 財源

- ・ 緊急雇用創出事業臨時特例基金(住まい対策拡充等支援事業分)115 億円

3. 事業内容

- ・ 福祉事務所を設置する市町村又は都道府県は、①の事業を行うことに加え、地域の実情を踏まえて②～⑤までの事業を選択して実施する。
- ・ ただし、都道府県が行う場合については、③の事業のみを行うことも可能である。
 - ① 自立相談支援モデル事業(必須事業)
 - ② 就労準備支援モデル事業
 - ③ 就労訓練推進モデル事業
 - ④ 家計相談支援モデル事業
 - ⑤ 学習支援その他の生活困窮者自立支援事業

4. 補助の対象となる事業

- ・ 福祉事務所を設置する市町村又は都道府県が平成 26 年度に行う事業(平成 25 年度中に行う準備経費を含む。)であって、厚生労働大臣と協議を行ったもの。

5. 補助基準額

- ・ 以下を基準額とし、これにより難しい特別の事情がある場合は厚生労働大臣に協議を行うものとする。(ただし、基準額以内の自治体を優先的に採択することとする。)
 - ① 事業実施自治体の人口が 5 万人未満の自治体 : 2,000 万円以内
 - ② 事業実施自治体の人口が 5 万人以上 30 万人未満の自治体 : 4,000 万円以内
 - ③ 事業実施自治体の人口が 30 万人以上 50 万人未満の自治体 : 6,000 万円以内
 - ④ 事業実施自治体の人口が 50 万人以上の自治体 : 8,000 万円以内
 - ※ 当該基準額は 12 か月の実施期間を想定しているものであるため、実際の実施予定期間がこれに満たない場合は、当該実施予定期間を勘案して協議を行うこと。
 - ※ 人口については、自治体内全域の人口とし、平成 25 年4月 1 日現在を基準とすること。

6. 補助対象経費

- ・ 給料、職員手当等、報酬、共済費、報償費、旅費、賃金、需用費(消耗品費、燃料費、印刷製本費、修繕費、食糧費)、使用料、賃貸料、役務費(通信運搬費、保険料、手数料)、委託費、備品購入費(価格 30 万円以上の備品を除く)、負担金、補助金

(4) また、本モデル事業に係る予算額案の執行に当たっては、以下に該当する地方自治体について、まずは平成 25 年度内に所要額を各都道府県に配分することとしているので、必要に応じて基金条例の改正、予算への計上等所要の準備をお願いしたい。

① 平成 25 年度に既にモデル事業を実施（68 自治体）しており、平成 26 年度においても引き続き継続してモデル事業を実施する自治体

② 平成 26 年 4 月から 6 月末までの間に新規にモデル事業を実施する予定であり、自治体における平成 26 年度当初予算に、事業実施に必要な予算を計上することとしている自治体

(5) なお、平成 26 年 7 月以降にモデル事業を実施する地方自治体についても平成 25 年度補正予算案において措置する、緊急雇用創出事業臨時特例交付金（住まい対策拡充等支援事業分）において対応するものであり、交付については別途お知らせする予定である。

平成 25 年度生活困窮者自立促進支援モデル事業 実施自治体

(H25.10.1現在)

No.	都道府県	実施主体	開始時期	就労準備	就労訓練	家計	学習	その他
1		北海道	11月					
2		札幌市	1月	○	○			
3	北海道	旭川市	1月					
4		釧路市	4月					
5		岩見沢市	10月	○	○			
6	青森県	青森県	10月					
7		岩手県	4月	○	○	○		
8		花巻市	10月			○		
9	秋田県	湯沢市	10月	○	○			
10	山形県	山形市	10月					
11	福島県	福島県	11月					
12		千葉市	12月	○	○	○		
13		船橋市	4月					
14		柏市	4月	○		○		
15		野田市	4月			○		
16		佐倉市	10月	○	○	○		
17		香取市	10月	○		○		
18	東京都	足立区	4月					○
19		国分寺市	1月				○	
20		神奈川県	12月					
21		横浜市	4月 10月	○		○		
22		川崎市	12月			○		○
23		相模原市	10月	○	○	○		
24	新潟県	新潟県	4月	○		○		

No.	都道府県	実施主体	開始時期	就労準備	就労訓練	家計	学習	その他
25	富山県	氷見市	1月			○		
26	石川県	小松市	4月					
27	福井県	福井県	11月	○			○	○
28	長野県	長野県	4月					
29	岐阜県	岐阜県	4月	○	○	○	○	○
30	静岡県	富士宮市	10月			○		
31		愛知県	10月					
32		長久手市	1月		○			
33		名張市	7月	○	○	○	○	
34	三重県	伊賀市	10月	○				
35		大津市	1月			○	○	
36	滋賀県	野洲市	4月			○		○
37		東近江市	10月			○	○	
38	京都府	京都府	4月	○				
39		長岡京市	5月	○			○	
40		京丹後市	4月	○	○	○	○	○
41		大阪府	11月		○			
42		大阪市	1月	○	○	○	○	
43		豊中市	4月	○	○	○		
44	大阪府	箕面市	4月	○	○	○	○	
45		柏原市	10月	○		○		
46		藤井寺市	10月					
47	兵庫県	神戸市	9月	○				
48	奈良県	奈良市	9月	○				

No.	都道府県	実施主体	開始時期	就労準備	就労訓練	家計	学習	その他
49	鳥取県	鳥取県	10月	○				○ ○
50	鳥根県	鳥根県	4月	○	○	○		○
51	岡山県	岡山市	10月		○	○	○	
52	山口県	山口県	8月	○	○	○		○
53	徳島県	徳島県	9月	○	○	○		
54	香川県	丸亀市	11月	○	○	○	○	
55		高知県	11月					
56		高知市	11月				○	
57		須崎市	1月					
58		土佐清水市	1月				○	
59		福岡県	11月		○			
60		福岡市	11月					
61	佐賀県	佐賀市	10月	○	○			○
62		熊本県	10月					
63	熊本県	熊本市	11月	○			○	
64		菊池市	10月	○				
65	大分県	大分県	10月	○		○		○
66		臼杵市	10月	○	○	○	○	○
67	鹿児島県	日置市	4月	○				
68	沖縄県	沖縄県	4月 8月	○				

計 68団体

- ・道府県 21
- ・指定都市 10
- ・中核市 7
- ・一般市、区 30

3 生活困窮者自立支援制度施行円滑化特別対策事業について

【説明用資料 P27 参照】

- (1) 「生活困窮者自立支援制度施行円滑化特別対策事業」については、新制度の実施主体となる福祉事務所設置自治体（900 自治体）において、地域における生活困窮者や社会資源の実態把握、利用手続等に関する事務処理体制の整備など、制度施行に向け、一時的に発生する自治体の事務を支援することを目的として、新規に創設することとしたものである。
- (2) 本事業についても、モデル事業と同様、平成 25 年度補正予算案において緊急雇用創出事業臨時特例交付金（住まい対策拡充等支援事業分）520 億円の内数として 50 億円を確保したものである。
- (3) 本事業の執行方針についても、既にお示ししているとおおり、以下のとおおり考えているので、各地方自治体におかれては、こうした趣旨をご理解頂いた上で、積極的にご活用いただきたい。

1. 実施主体

- ・ 福祉事務所を設置する市町村又は都道府県

2. 財源

- ・ 緊急雇用創出事業臨時特例基金(住まい対策拡充等支援事業分)50 億円

3. 事業内容

- ・ 福祉事務所を設置する市町村又は都道府県は、以下の事業の全部又は一部を実施する。
 - ① 関係団体との連絡会議の開催等庁内・庁外の連携体制を構築するための事業
 - ② 制度の説明パンフレットの作成等新制度の普及・啓発を図るための事業
 - ③ 地域における生活困窮者の実態把握のための調査・研究を行う事業
 - ④ 施行準備に係る事務負担の増加に対応した臨時雇用職員を配置する事業
 - ⑤ 中間的就労事業者の参入促進を図るための事業
 - ⑥ その他上記以外で施行準備のために新たに必要となる費用に対応するための事業

4. 補助の対象となる事業

- ・ 福祉事務所を設置する市町村又は都道府県が平成 26 年度に行う事業(平成 25 年度中に行う準備経費を含む。)であって、厚生労働大臣と協議を行ったもの。

5. 補助基準額

- ・ 以下の基準額の範囲内とする。
 - ① 事業実施自治体の人口が 5 万人未満の自治体：150 万円以内
 - ② 事業実施自治体の人口が 5 万人以上 10 万人未満の自治体：200 万円以内

- ③ 事業実施自治体の人口が 10 万人以上 30 万人未満の自治体 : 400 万円以内
- ④ 事業実施自治体の人口が 30 万人以上 50 万人未満の自治体 : 600 万円以内
- ⑤ 事業実施自治体の人口が 50 万人以上 70 万人未満の自治体 : 800 万円以内
- ⑥ 事業実施自治体の人口が 70 万人以上 100 万人未満の自治体 : 1,000 万円以内
- ⑦ 事業実施自治体の人口が 100 万人以上の自治体 : 1,200 万円以内
- ※ 人口については、自治体内全域の人口とし、平成 25 年 4 月 1 日現在を基準とすること。

6. 補助対象経費

- ・ 給料、職員手当等、報酬、共済費、報償費、旅費、賃金、需用費(消耗品費、燃料費、印刷製本費、修繕費、食糧費)、使用料、賃貸料、役務費(通信運搬費、保険料、手数料)、委託費、備品購入費(価格 30 万円以上の備品を除く)、負担金、補助金

(4) なお、本事業の実施に関する経費については、実施を希望する全地方自治体について、年度内に所要額を各都道府県に配分することとしているので、この点についても、必要に応じて基金条例の改正、予算への計上等所要の準備をお願いしたい。

4 自立相談支援事業を担う人材の養成について

- (1) 自立相談支援事業の実施に当たっては、複合的な課題を有する生活困窮者に対し、包括的かつ継続的な支援が適切に行えるよう、十分な専門性をもった支援員（主任相談支援員、相談支援員、就労支援員）を養成していくことが必要である。
- (2) このため、平成 26 年度から当分の間、国において直接、計画的に養成研修を行うこととしており、平成 25 年度は養成研修実施のためのカリキュラム及びテキストを作成しているところである。なお、国が行う養成研修の実施状況も踏まえつつ、一定期間経過後は、都道府県単位でこれを実施することについて、検討していくこととしている。
- (3) また、平成 26 年度に行う養成研修は、自立相談支援事業に従事する主任相談支援員、相談支援員、就労支援員の 3 職種それぞれを対象として実施することを想定しており、各職種に求められる資質を高めることができるよう、専門的かつ実

践的な研修内容とする予定である。（3職種の研修期間はそれぞれ6日間（計42時間）程度を想定している。研修事業の詳細については、カリキュラムの作成状況等も踏まえ、年度内にお示しする予定。）

- (4) なお、自立相談支援事業に従事する各支援員は、基本的に養成研修を受講する必要があると考えているが、制度施行段階においては、一定期間、研修を受講していない場合でも業務に従事することができるよう、一定の経過措置を講ずる予定である。

5 住宅支援給付事業について

- (1) 住宅支援給付事業は、離職等により住宅を喪失した者等が住まいを確保し、安心して就職活動ができるよう、家賃に充てるための費用を支給するとともに、各実施主体に配置されている住宅確保・就労支援員が一定の就労支援を併せて行う事業である。
- (2) 平成25年度においては、就労支援機能をさらに強化するため、支給要件や就職活動条件を見直したところである。なお、事業を創設した平成21年10月以降の実績は以下のとおりとなっている。

【住宅支援給付（住宅手当）実績】 平成25年9月末現在

実績	支給決定件数 (新規決定分)	常用就職者数※	常用就職者率
平成21年度	19,741	1,546	7.8%
平成22年度	37,151	15,525	41.8%
平成23年度	24,161	13,176	54.5%
平成24年度	19,382	11,344	58.5%
平成25年度	6,334	4,924	77.7%
計	106,769	46,515	

※住宅手当緊急特別措置事業は、平成21年10月より実施。

※東日本大震災の被災等により、平成23年3月～5月の間、一部市については、含まれていない。

※常用就職者数：雇用契約において、期間の定めがない又は6か月以上の雇用期間が定められているもの。

- (3) 本事業は、毎年度着実に就職率を延ばしており、生活保護に至らないためのセーフティネットとして一定の効果を発揮している一方で、支給決定件数は減少傾向を示しているところである。このため、平成 26 年度においても、引き続き、ハローワークや社会福祉協議会との一層の連携を図るとともに、本事業のより効果的な利用促進に取り組んでいただくようお願いしたい。
- (4) また、本事業は、平成 27 年度の新たな生活困窮者自立支援制度施行後には、住居確保給付金として恒久制度化されることとなる。新制度においては、自立相談支援事業により、個々の生活困窮者の状況を適切に把握した上で、住居確保給付金の支給に加え、就労準備支援事業や家計相談支援事業など、他の事業による必要な支援も併せて行うこととしている。これにより、さらに包括的な支援が可能となるものであり、一層効果的な自立促進が期待できるものである。
- (5) 住居確保給付金の支給要件や手続方法など、制度の詳細については、今後、関係機関と調整しつつ、検討していくこととしている。各地方自治体には、これらの検討に当たって、制度の実効性と適正な運用が確保されるよう、実態把握等へのご協力をお願いする予定である。また、円滑な制度移行のため、各自治体における制度施行後の体制のあり方等については、必要な検討をお願いしたい。